

第4回鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進協議会

■日 時：平成28年3月22日(金)14:00～

■場 所：鶴岡市第3学区コミュニティセンター 大ホール

次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 委員紹介

4. 報告・協議

(1) 鶴岡市歴史的風致維持向上計画の進捗について

(2) 鶴岡市歴史的風致維持向上計画の計画変更について

(3) 鶴岡市歴史的風致形成建造物の指定について

5. その他

6. 閉 会

配布資料一覧

資料 No	資 料 名	備 考
	次 第	
1	歴史的風致維持向上計画に位置付けられた事業一覧	
2	平成27年度進行管理・評価シート	
3	認定歴史的風致維持向上計画の変更箇所一覧	
4	新旧対照表	
5	平成27年度歴史的風致形成建造物指定候補一覧	
6	鶴岡市歴史的風致形成建造物指定基準	
7	歴史的風致形成建造物指定に係る留意事項について	
	鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進協議会設置要綱	
	席 次	当日配布
	配布資料一覧	

鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第1項の規定に基づき作成する鶴岡市歴史的風致維持向上計画（以下「維持向上計画」という。）に関して必要な事項を協議するため、同法第11条第1項の規定に基づき鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に上げるとおりとする。

- (1) 維持向上計画の作成及び変更に係る協議に関すること。
- (2) 維持向上計画の実施に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 重要文化財建造物等の所有者等
- (3) 山形県の職員
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、任期内に協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する職務代理者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、建設部都市計画課、教育委員会社会教育課及び羽黒庁舎総務企画課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年7月20日から施行する。

(最初の協議会の会議の招集)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の協議会の会議は、市長が招集する。

附 則

この訓令は、平成27年2月10日から施行する。

■歴史的風致維持向上計画に位置づけられた事業一覧

番号	市町村	事業名	計画 始期	計画 終期	事業主体	支援事業名	平成28年度事業概要	備考	進捗管理・評価 対象事業チェック
1	鶴岡市	重要文化財旧鶴岡警察署庁舎保存修理事業	H25	H29	公益財団致道博物館	重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災事業費国庫補助	経年劣化により傷みが激しい旧鶴岡警察署庁舎について、解体し補修後にまた組み立て直す根本修理を実施する。		○
2	鶴岡市	市指定有形文化財大宝館整備事業	H31	H32	鶴岡市	市単独事業・社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)の活用を検討	市指定有形文化財大宝館の修繕として、外壁塗装・木製建具改修・瓦屋根全面改修・ドーム補修及び塗装を実施する。		
3	鶴岡市	鶴岡公園園内整備事業	H23	H26	鶴岡市	社会資本整備総合交付金(都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業)	園路・参道・公園入り口の整備、城址公園内トイレ改修工事、禽舎正面広場の整備及び老木樹木の再整備を実施した。	実施済み	
4	鶴岡市	三日町口通り修景事業	H26	H30	鶴岡市	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	鶴ヶ岡城の大手門通りであった市道荘内神社前大東町線の修景整備について、実施設計を行う。		○
5	鶴岡市	鶴岡公園内堀周辺道路修景事業	H31	H34	鶴岡市	市単独事業・社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)の活用を検討	鶴ヶ岡城の内堀周辺道路である市道鶴岡公園新形線の修景整備について、整備のあり方を検討する。		
6	鶴岡市	歴史的建造物等活用レストラン開発事業	H25	H26	鶴岡市・関係団体	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	歴史的建造物を活用した食文化創造レストラン事業について調査・検討を行い、実施した。		
7	鶴岡市	散策・休憩施設整備事業	H26	H34	鶴岡市・建物所有者・関係団体	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	東庁舎跡地への多目的交流広場整備のための実施設計及び整備工事、本町二丁目広場(仮称)の整備工事を実施する。		○
8	鶴岡市	重要文化財羽黒山正善院黄金堂保存修理並びに防災事業	H26	H27	宗教法人羽黒山正善院	重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災事業費国庫補助	銅板屋根葺き替え修理工事及び防災設備改修工事を実施した。	実施済み	○
9	鶴岡市	門前町歴史まちづくり活動支援事業	H25	H34	出羽三山魅力発信協議会	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	地域の住民や団体等で構成する協議会が主体となって行うまちづくり協議や住民合意形成のためのワークショップ・シンポジウム開催等の活動を支援する。		○
10	鶴岡市	宿坊街まち並み保全及び修景整備促進事業	H26	H31	鶴岡市	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	宿坊街のまち並みを保全し、風致を維持するため、道路に面する建物や土塁、生垣、植栽等の外構部分など宿坊街の佇まいを感じさせる特徴的な構造物について所有者等がまちづくり協定を策定した上で行う修景整備への支援策の検討を行う。		○
11	鶴岡市	宿坊街道路・空き地修景整備事業	H26	H31	鶴岡市	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	宿坊街のまち並みを保全し、風致を維持するため、空き地や不連続な街並み等の良好な景観の妨げとなる要素を解消し、訪れる人へ街並みの特徴などを紹介するため、歴史的な景観に配慮した効果的な沿道への植栽、案内サインやポケットパークの整備、道路美装化、無電線化をの計画策定を行う。		○
12	鶴岡市	史跡松ヶ岡開墾場保存修理事業	H10	H29	鶴岡市	史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備費国庫補助事業	「史跡松ヶ岡開墾場保存管理計画策定報告」に基づき、平成10年度から年次的に行っている蚕室等保存修理の継続と防災設備設置工事を実施する。		○
13	鶴岡市	松ヶ岡振興支援事業	H25	H33	松ヶ岡開墾場・松ヶ岡地域振興会議	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	平成25年度に策定された「松ヶ岡地域振興ビジョン」の進行管理と、事業展開に向けた連携のあり方などの整理・検証・調整等を行う松ヶ岡創造センターの設立と運営をおこなうために外部から助言・指導者を招き、松ヶ岡地域の振興を図る。また、松ヶ岡開墾場の自然景観や文化財を利活用しながら保全し、松ヶ岡地域を総合的に振興するために、各種イベントを実施し、魅力発信に取り組む。		○
14	鶴岡市	史跡内及び周辺修景整備事業	H27	H34	鶴岡市	市単独事業	史跡に関する催事等のため五番蚕室脇の空き地を多目的広場として整備し、風致の維持向上を図る。また併せて身障者用のトイレが開墾場内がないことから利用者の利便を向上させるため多目的トイレを整備する。		

番号	市町村	事業名	計画 始期	計画 終期	事業主体	支援事業名	平成28年度事業概要	備考	進捗管理・評価 対象事業チェック
15	鶴岡市	蚕室群活用整備事業	H27	H34	鶴岡市・関係団体	市単独事業・社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)の活用を検討	歴史遺産としての松ヶ岡史跡を保存・継承していくことに重点を置き、観光拠点のエリアとしての整備や松ヶ岡地域の振興や活性化を推進するため、史跡財産を取得するとともに将来の史跡として保存活用するための躯体改修や蚕室群活用、管理運営組織体制などについての基本計画を策定する。		
16	鶴岡市	シルクタウンプロジェクト推進事業	H23	H34	鶴岡市	市単独事業	市内の幼・保育園、小中学校などの施設を中心として絹の飼育体験を行い、単なる理科教材としてだけではなく地域の絹文化の啓発を行う。 鶴岡中央高校が行うシルク関連プロジェクトに対して支援を行う。		○
17	鶴岡市	民俗芸能保存伝承支援事業	H18	H34	鶴岡市・保存団体等	市単独事業・文化遺産を活かした地域活性化事業	無形民俗文化財民俗芸能に関する支援を実施する。		○
18	鶴岡市	歴史的建造物等保存対策調査事業	H26	H27	鶴岡市	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	街なみ環境整備方針策定を想定した、重点区域内の歴史的建造物等の調査を実施し、分布状況や歴史的価値や課題等の実態をまとめ、現状を把握し支援策の検討等への活用を行った。	実施済み	
19	鶴岡市	歴史まちづくり人材育成事業	H26	H34	鶴岡市・観光協会等 関係団体	文化遺産を活かした地域活性化事業	歴史的建造物の所有者・管理者、鶴岡市観光ガイドボランティア及び市民等を対象とした、文化財や歴史及び歴史的景観等とその活かし方等に関する学習機会や歴史的建造物の保全・活用推進を牽引していく人材の発掘や育成、歴史的資源の利活用のマネジメントのための学習機会の創出を行うほか、これらの活動を実施する団体等に対して支援する。		○
20	鶴岡市	鶴岡市歴史的風致維持向上計画啓発事業	H25	H34	鶴岡市・鶴岡市歴史的 風致維持向上計画 推進協議会	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	鶴岡市の歴史まちづくりに関する講演とシンポジウム、重点区域のまち歩き等を組み合わせた事業を実施する。 鶴岡公園とその周辺地区で実施。		○
21	鶴岡市	歴史的風致形成建造物保存活用整備補助事業	H28	H34	鶴岡市・鶴岡市歴史的 風致維持向上計画 推進協議会	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	歴史的風致形成建造物について、公開による保存活用を図るために所有者が行う外観修景、内装整備等の事業について補助を行う。		

■認定歴史的風致維持向上計画の変更箇所一覧

様式1

市町村名：鶴岡市

変更後 ページ	変更前 ページ	変更内容	変更理由
表紙	表紙	計画策定年次の変更	計画変更に伴う変更
目次	目次	ページの変更	事業シート追加に伴う変更
P4	P4	鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進協議会の構成員の変更	時点修正
P6	P6	計画策定経緯の変更	時点修正
P40	P40	文化財件数の変更	時点修正
P41	P41	文化財件数の変更	時点修正
P42	P42	文化財件数の変更及び登録有形文化財の新指定のため記載変更	時点修正
P43	P43	登録有形文化財の新指定のため写真追加	時点修正
P44 -P48	P43 -P47	ページ番号の変更	写真等追加によるページ番号繰り下がり
P50	P50	登録有形文化財の新指定のため記載変更	時点修正
P198	P198	文化財件数の変更	時点修正
P201－ 202	P201－ 202	事業実施年度の変更	事業実施時期の変更
P213	P213	事業実施年度の変更	事業実施時期の変更

変更後ページ	変更前ページ	変更内容	変更理由
P214	P214	事業実施年度の変更	事業実施時期の変更
P216	P216	事業期間の変更、市単独事業から社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)の活用に変更	事業実施時期の変更、支援事業手法の変更
P219	P219	事業実施箇所・事業内容の記載、写真の変更	事業の具体化に伴う変更
P226	P226	事業実施箇所・事業内容の記載	事業の具体化に伴う変更
P233	—	歴史的風致形成建造物保存活用整備補助事業	新規事業の掲載
P234- P237	P233- P236	ページ番号の変更	追加ページによるページ番号繰り下がり
P238	P237	風致形成建造物候補から指定への変更	風致形成建造物指定
P239	P238	風致形成建造物指定	風致形成建造物の追加
P241	P240	登録有形文化財の新指定のため記載追加	時点修正
P242- 246	P241- 245	ページ番号の変更	追加ページによるページ番号繰り下がり

新	旧
<p>(表紙)</p> <p>鶴岡市歴史的風致維持向上計画</p> <p>平成28年3月 鶴岡市</p>	<p>(表紙)</p> <p>鶴岡市歴史的風致維持向上計画</p> <p>平成27年3月 鶴岡市</p>

■新旧対照表

新	旧
(目次)	(目次)
<p>第4章 重点区域の位置及び区域</p> <p>1 重点区域の位置 P173</p> <p>2 重点区域の区域 P177</p> <p>3 重点区域の歴史的風致の維持及び向上による広域的な効果 P181</p> <p>4 良好な景観の形成に関する施策との連携 P182</p> <p>第5章 歴史的風致の維持及び向上における文化財の保存及び活用に必要な事項</p> <p>1 文化財の保存・活用の現状と今後の方針及び具体的な計画 P198</p> <p>2 文化財の修理（整備を含む）に関する方針及び具体的な計画 P200</p> <p>3 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針及び具体的な計画 P201</p> <p>4 文化財の周辺環境の保全に関する方針及び具体的な計画 P202</p> <p>5 文化財の防災等に関する方針及び具体的な計画 ”</p> <p>6 文化財の保存・活用の普及及び啓発に関する方針及び具体的な計画 P203</p> <p>7 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針及び具体的な計画 ”</p> <p>8 文化財の保存・活用に関する教育委員会の体制と今後の方針 ”</p> <p>9 市民・NPO法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針 P204</p> <p>第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項</p> <p>1 基本的な考え方 P207</p> <p>2 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業 P210</p> <p>第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項</p> <p>1 歴史的風致形成建造物の指定の方針等 P234</p> <p>2 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項 P236</p> <p>鶴岡市の文化財一覧 P239</p> <p>引用・参考文献 P244</p>	<p>第4章 重点区域の位置及び区域</p> <p>1 重点区域の位置 P173</p> <p>2 重点区域の区域 P177</p> <p>3 重点区域の歴史的風致の維持及び向上による広域的な効果 P181</p> <p>4 良好な景観の形成に関する施策との連携 P182</p> <p>第5章 歴史的風致の維持及び向上における文化財の保存及び活用に必要な事項</p> <p>1 文化財の保存・活用の現状と今後の方針及び具体的な計画 P198</p> <p>2 文化財の修理（整備を含む）に関する方針及び具体的な計画 P200</p> <p>3 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針及び具体的な計画 P201</p> <p>4 文化財の周辺環境の保全に関する方針及び具体的な計画 P202</p> <p>5 文化財の防災等に関する方針及び具体的な計画 ”</p> <p>6 文化財の保存・活用の普及及び啓発に関する方針及び具体的な計画 P203</p> <p>7 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針及び具体的な計画 ”</p> <p>8 文化財の保存・活用に関する教育委員会の体制と今後の方針 ”</p> <p>9 市民・NPO法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針 P204</p> <p>第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項</p> <p>1 基本的な考え方 P207</p> <p>2 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業 P210</p> <p>第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項</p> <p>1 歴史的風致形成建造物の指定の方針等 P233</p> <p>2 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項 P235</p> <p>鶴岡市の文化財一覧 P238</p> <p>引用・参考文献 P243</p>

■新旧対照表

新	旧																																																																																		
<p>(P4)</p> <p>② 鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進協議会</p> <p>平成 23 年 7 月 20 日に、法定協議会である「鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進協議会」を設置した。</p> <p style="text-align: center;">【鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進協議会の構成員】</p> <p style="text-align: center;">平成 28 年 3 月現在 (任期 27.3.1～29.2.28)</p> <p style="text-align: center;">◎会 長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>氏 名</th> <th>役 職 名 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">学識経験者</td> <td>佐藤 滋 ◎</td> <td>早稲田大学理工学術院教授</td> </tr> <tr> <td>高谷 時彦</td> <td>東北公益文科大学大学院特任教授</td> </tr> <tr> <td>野堀 嘉裕</td> <td>山形大学農学部教授</td> </tr> <tr> <td>犬塚 幹士</td> <td>(公財) 致道博物館理事</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">関係者所有者等</td> <td>堀 司朗</td> <td>鶴岡市市史編さん委員</td> </tr> <tr> <td>酒井 忠久</td> <td>(公財) 致道博物館代表理事</td> </tr> <tr> <td>粕谷 典史</td> <td>羽黒宿坊組合組合長</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">関係行政機関</td> <td>山田 鉄哉</td> <td>松ヶ岡開墾場理事長</td> </tr> <tr> <td>松葉 伸章</td> <td>山形県県土整備部県土利用政策課 景観・地域づくり推進主幹</td> </tr> <tr> <td>山川 秀秋</td> <td>山形県教育庁文化財・生涯学習課長</td> </tr> <tr> <td>渡会 悟</td> <td>鶴岡市建設部長</td> </tr> <tr> <td>小細沢 充</td> <td>鶴岡市教育委員会教育部長</td> </tr> <tr> <td>阿部 寛</td> <td>鶴岡市羽黒庁舎支所長</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">推薦 (市民団体等)</td> <td>稲泉 眞彦</td> <td>鶴岡市景観審議会会長</td> </tr> <tr> <td>秋野 公子</td> <td>山形県建築士会鶴岡田川支部副支部長</td> </tr> <tr> <td>阿部 良一</td> <td>出羽三山神社権宮司</td> </tr> <tr> <td>勝木 正人</td> <td>羽黒手向区長会長</td> </tr> </tbody> </table>		氏 名	役 職 名 等	学識経験者	佐藤 滋 ◎	早稲田大学理工学術院教授	高谷 時彦	東北公益文科大学大学院特任教授	野堀 嘉裕	山形大学農学部教授	犬塚 幹士	(公財) 致道博物館理事	関係者所有者等	堀 司朗	鶴岡市市史編さん委員	酒井 忠久	(公財) 致道博物館代表理事	粕谷 典史	羽黒宿坊組合組合長	関係行政機関	山田 鉄哉	松ヶ岡開墾場理事長	松葉 伸章	山形県県土整備部県土利用政策課 景観・地域づくり推進主幹	山川 秀秋	山形県教育庁文化財・生涯学習課長	渡会 悟	鶴岡市建設部長	小細沢 充	鶴岡市教育委員会教育部長	阿部 寛	鶴岡市羽黒庁舎支所長	推薦 (市民団体等)	稲泉 眞彦	鶴岡市景観審議会会長	秋野 公子	山形県建築士会鶴岡田川支部副支部長	阿部 良一	出羽三山神社権宮司	勝木 正人	羽黒手向区長会長	<p>(P4)</p> <p>② 鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進協議会</p> <p>平成 23 年 7 月 20 日に、法定協議会である「鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進協議会」を設置した。</p> <p style="text-align: center;">【鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進協議会の構成員】</p> <p style="text-align: center;">平成 27 年 3 月現在</p> <p style="text-align: center;">◎会 長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>氏 名</th> <th>役 職 名 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">学識経験者</td> <td>佐藤 滋 ◎</td> <td>早稲田大学理工学術院教授</td> </tr> <tr> <td>高谷 時彦</td> <td>東北公益文科大学大学院特任教授</td> </tr> <tr> <td>野堀 嘉裕</td> <td>山形大学農学部教授</td> </tr> <tr> <td>犬塚 幹士</td> <td>(公財) 致道博物館理事</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">関係者所有者等</td> <td>堀 司朗</td> <td>鶴岡市市史編さん委員</td> </tr> <tr> <td>酒井 忠久</td> <td>(公財) 致道博物館代表理事</td> </tr> <tr> <td>粕谷 典史</td> <td>羽黒宿坊組合組合長</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">関係行政機関</td> <td>山田 鉄哉</td> <td>松ヶ岡開墾場理事長</td> </tr> <tr> <td>佐藤 義信</td> <td>山形県県土整備部県土利用政策課 景観・地域づくり推進主幹</td> </tr> <tr> <td>山川 秀秋</td> <td>山形県教育庁文化財・生涯学習課長</td> </tr> <tr> <td>五十嵐正一</td> <td>鶴岡市建設部長</td> </tr> <tr> <td>長谷川 貞義</td> <td>鶴岡市教育委員会教育部長</td> </tr> <tr> <td>武田 功之</td> <td>鶴岡市羽黒庁舎支所長</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">推薦 (市民団体等)</td> <td>稲泉 眞彦</td> <td>鶴岡市景観審議会会長</td> </tr> <tr> <td>秋野 公子</td> <td>山形県建築士会鶴岡田川支部副支部長</td> </tr> <tr> <td>阿部 良一</td> <td>出羽三山神社権宮司</td> </tr> <tr> <td>勝木 正人</td> <td>羽黒手向区長会長</td> </tr> </tbody> </table>		氏 名	役 職 名 等	学識経験者	佐藤 滋 ◎	早稲田大学理工学術院教授	高谷 時彦	東北公益文科大学大学院特任教授	野堀 嘉裕	山形大学農学部教授	犬塚 幹士	(公財) 致道博物館理事	関係者所有者等	堀 司朗	鶴岡市市史編さん委員	酒井 忠久	(公財) 致道博物館代表理事	粕谷 典史	羽黒宿坊組合組合長	関係行政機関	山田 鉄哉	松ヶ岡開墾場理事長	佐藤 義信	山形県県土整備部県土利用政策課 景観・地域づくり推進主幹	山川 秀秋	山形県教育庁文化財・生涯学習課長	五十嵐正一	鶴岡市建設部長	長谷川 貞義	鶴岡市教育委員会教育部長	武田 功之	鶴岡市羽黒庁舎支所長	推薦 (市民団体等)	稲泉 眞彦	鶴岡市景観審議会会長	秋野 公子	山形県建築士会鶴岡田川支部副支部長	阿部 良一	出羽三山神社権宮司	勝木 正人	羽黒手向区長会長
	氏 名	役 職 名 等																																																																																	
学識経験者	佐藤 滋 ◎	早稲田大学理工学術院教授																																																																																	
	高谷 時彦	東北公益文科大学大学院特任教授																																																																																	
	野堀 嘉裕	山形大学農学部教授																																																																																	
	犬塚 幹士	(公財) 致道博物館理事																																																																																	
関係者所有者等	堀 司朗	鶴岡市市史編さん委員																																																																																	
	酒井 忠久	(公財) 致道博物館代表理事																																																																																	
	粕谷 典史	羽黒宿坊組合組合長																																																																																	
関係行政機関	山田 鉄哉	松ヶ岡開墾場理事長																																																																																	
	松葉 伸章	山形県県土整備部県土利用政策課 景観・地域づくり推進主幹																																																																																	
	山川 秀秋	山形県教育庁文化財・生涯学習課長																																																																																	
	渡会 悟	鶴岡市建設部長																																																																																	
	小細沢 充	鶴岡市教育委員会教育部長																																																																																	
	阿部 寛	鶴岡市羽黒庁舎支所長																																																																																	
推薦 (市民団体等)	稲泉 眞彦	鶴岡市景観審議会会長																																																																																	
	秋野 公子	山形県建築士会鶴岡田川支部副支部長																																																																																	
	阿部 良一	出羽三山神社権宮司																																																																																	
	勝木 正人	羽黒手向区長会長																																																																																	
	氏 名	役 職 名 等																																																																																	
学識経験者	佐藤 滋 ◎	早稲田大学理工学術院教授																																																																																	
	高谷 時彦	東北公益文科大学大学院特任教授																																																																																	
	野堀 嘉裕	山形大学農学部教授																																																																																	
	犬塚 幹士	(公財) 致道博物館理事																																																																																	
関係者所有者等	堀 司朗	鶴岡市市史編さん委員																																																																																	
	酒井 忠久	(公財) 致道博物館代表理事																																																																																	
	粕谷 典史	羽黒宿坊組合組合長																																																																																	
関係行政機関	山田 鉄哉	松ヶ岡開墾場理事長																																																																																	
	佐藤 義信	山形県県土整備部県土利用政策課 景観・地域づくり推進主幹																																																																																	
	山川 秀秋	山形県教育庁文化財・生涯学習課長																																																																																	
	五十嵐正一	鶴岡市建設部長																																																																																	
	長谷川 貞義	鶴岡市教育委員会教育部長																																																																																	
	武田 功之	鶴岡市羽黒庁舎支所長																																																																																	
推薦 (市民団体等)	稲泉 眞彦	鶴岡市景観審議会会長																																																																																	
	秋野 公子	山形県建築士会鶴岡田川支部副支部長																																																																																	
	阿部 良一	出羽三山神社権宮司																																																																																	
	勝木 正人	羽黒手向区長会長																																																																																	

■新旧対照表

新	旧
<p>(P6)</p> <p>4 計画策定の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成 23 年 7 月 6 日 鶴岡市歴史的風致維持向上計画策定会議（庁内会議）設立（第 1 回会議） ● 同年 7 月 20 日 鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進協議会設立（第 1 回会議） ● 平成 24 年 2 月 10 日 鶴岡市景観審議会への説明 ● 平成 25 年 3 月 26 日 鶴岡市文化財保護審議会への説明 ● 同年 7 月 8 日 鶴岡市歴史的風致維持向上計画策定会議（庁内会議）（第 2 回会議） ● 同年 7 月 18 日 鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進協議会（第 2 回会議） ● 同年 7 月 18 日 鶴岡市景観審議会への説明 ● 同年 7 月 24 日 鶴岡市文化財保護審議会への説明 ● 同年 8 月 19 日～31 日 パブリックコメント ● 同年 10 月 18 日 認定申請 ● 同年 11 月 22 日 計画認定 ● 平成 26 年 3 月 31 日 軽微な変更の届出 ● 平成 27 年 2 月 24 日 鶴岡市歴史的風致維持向上計画策定会議（庁内会議）（第 3 回会議） ● 同年 3 月 13 日 鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進協議会（第 3 回会議） ● 同年 3 月 13 日 鶴岡市歴史的風致維持向上計画の変更（第 1 回）認定申請 ● 同年 3 月 27 日 鶴岡市歴史的風致維持向上計画の変更（第 1 回）認定 ● 平成 28 年 3 月 18 日 鶴岡市歴史的風致維持向上計画策定会議（庁内会議）（第 4 回会議） ● 平成 28 年 3 月 22 日 鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進協議会（第 4 回会議） ● 同年 3 月 23 日 鶴岡市歴史的風致維持向上計画の変更（第 2 回）認定申請 ● 同年 3 月 日 鶴岡市歴史的風致維持向上計画の変更（第 2 回）認定 	<p>(P6)</p> <p>4 計画策定の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成 23 年 7 月 6 日 鶴岡市歴史的風致維持向上計画策定会議（庁内会議）設立（第 1 回会議） ● 同年 7 月 20 日 鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進協議会設立（第 1 回会議） ● 平成 24 年 2 月 10 日 鶴岡市景観審議会への説明 ● 平成 25 年 3 月 26 日 鶴岡市文化財保護審議会への説明 ● 同年 7 月 8 日 鶴岡市歴史的風致維持向上計画策定会議（庁内会議）（第 2 回会議） ● 同年 7 月 18 日 鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進協議会（第 2 回会議） ● 同年 7 月 18 日 鶴岡市景観審議会への説明 ● 同年 7 月 24 日 鶴岡市文化財保護審議会への説明 ● 同年 8 月 19 日～31 日 パブリックコメント ● 同年 10 月 18 日 認定申請 ● 同年 11 月 22 日 計画認定 ● 平成 26 年 3 月 31 日 軽微な変更の届出 ● 平成 27 年 2 月 24 日 鶴岡市歴史的風致維持向上計画策定会議（庁内会議）（第 3 回会議） ● 同年 3 月 13 日 鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進協議会（第 3 回会議） ● 同年 3 月 13 日 鶴岡市歴史的風致維持向上計画の変更（第 1 回）認定申請 ● 同年 3 月 27 日 鶴岡市歴史的風致維持向上計画の変更（第 1 回）認定

■新旧対照表

新							旧													
(P40)							(P40)													
3 文化財の現状と特性							3 文化財の現状と特性													
(1) 指定・登録文化財の分布状況							(1) 指定・登録文化財の分布状況													
鶴岡市の指定文化財は、平成28年3月31日現在、国指定が48件、県指定が100件、市指定が363件で、合計511件である。							鶴岡市の指定文化財は、平成26年3月31日現在、国指定が49件、県指定が100件、市指定が363件で、合計512件である。													
指定文化財のうち、有形文化財が390件で7割以上を占め、そのうち建造物は28件が指定されている。							指定文化財のうち、有形文化財が391件で7割以上を占め、そのうち建造物は28件が指定されている。													
この他、建造物としては、登録有形文化財が18件ある。							この他、建造物としては、登録有形文化財が12件ある。													
表 文化財の種別指定状況 (平成28年3月31日現在) (単位:件)							表 文化財の種別指定状況 (平成26年3月31日現在) (単位:件)													
部 門	分類	国指定等	県指定	市指定	計	分類計	部 門	分類	国指定等	県指定	市指定	計	分類計							
有形文化財	建 造 物	10	7	11	28		有形文化財	建 造 物	10	7	11	28								
	絵 画	1	5	30	36			有形文化財	絵 画	1	5	30	36							
	彫 刻	1	12	63	76				有形文化財	彫 刻	1	12	63	76						
	工 芸 品	9	31	52	92					有形文化財	工 芸 品	10	31	52	93					
	書跡・典籍	1			1						有形文化財	書跡・典籍	1			1				
	書 跡		5	29	34							有形文化財	書 跡		5	29	34			
	典 籍		3	3	6								有形文化財	典 籍		3	3	6		
	古 文 書			41	41									有形文化財	古 文 書			41	41	
	考古資料	1	8	15	24										有形文化財	考古資料	1	8	15	24
歴史資料		6	46	52	390	有形文化財	歴史資料										6	46	52	391
民俗文化財	無形民俗文化財	2	3	8	13			民俗文化財								無形民俗文化財	2	3	8	13
	有形民俗文化財	8	3	15	26		39		民俗文化財							有形民俗文化財	8	3	15	26
史跡名勝 天然記念物	史 跡	3	6	24	33			史跡名勝 天然記念物		史 跡						3	6	24	33	
	名 勝	3	1		4				史跡名勝 天然記念物	名 勝	3					1		4		
	天然記念物	9	10	26	45		82			史跡名勝 天然記念物	天然記念物	9				10	26	45	82	
合 計		48	100	363	511		511	合 計			49	100	363			512	512			
(単位:件)							(単位:件)													
登録有形文化財 (建造物)				18 (5箇所)			登録有形文化財 (建造物)				12 (5箇所)									
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財				4			記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財				4									
※絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書・考古資料・歴史資料(以下、美術工芸品等という。)、有形民俗文化財については、位置図及び一覧において記載していない。							※絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書・考古資料・歴史資料(以下、美術工芸品等という。)、有形民俗文化財については、位置図及び一覧において記載していない。													

■新旧対照表

新	旧
<p>(P41)</p> <p>① 国指定等文化財</p> <p>本市にある国指定等文化財 48 件のうち、国宝が 3 件（うち建造物が 1 件）で、重要文化財が 30 件（うち建造物が 9 件）、特別天然記念物が 1 件、史跡名勝天然記念物が 14 件となっている。</p> <p>国宝の羽黒山五重塔は、装飾を全く付けない伝統的な手法による、室町時代前期の全国を代表する美塔のひとつに教えられている建造物である。</p> <p>また、重要文化財の建造物としては、水上八幡神社本殿、羽黒山正善院黄金堂、旧西田川郡役所、旧渋谷家住宅、鶴岡カトリック教会天主堂、羽黒山三神合祭殿及び鐘楼、旧風間家住宅、金峯神社本殿、旧鶴岡警察署庁舎がある。</p>  <p>国宝羽黒山五重塔</p>  <p>水上八幡神社本殿</p>  <p>羽黒山正善院黄金堂</p>	<p>(P41)</p> <p>① 国指定等文化財</p> <p>本市にある国指定等文化財 49 件のうち、国宝が 3 件（うち建造物が 1 件）で、重要文化財が 31 件（うち建造物が 9 件）、特別天然記念物が 1 件、史跡名勝天然記念物が 14 件となっている。</p> <p>国宝の羽黒山五重塔は、装飾を全く付けない伝統的な手法による、室町時代前期の全国を代表する美塔のひとつに教えられている建造物である。</p> <p>また、重要文化財の建造物としては、水上八幡神社本殿、羽黒山正善院黄金堂、旧西田川郡役所、旧渋谷家住宅、鶴岡カトリック教会天主堂、羽黒山三神合祭殿及び鐘楼、旧風間家住宅、金峯神社本殿、旧鶴岡警察署庁舎がある。</p>  <p>国宝羽黒山五重塔</p>  <p>水上八幡神社本殿</p>  <p>羽黒山正善院黄金堂</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P42)</p>  <p>旧西田川郡役所</p>  <p>鶴岡カトリック教会天主堂</p>  <p>旧浅谷家住宅</p> <p>美術工芸品は、国宝2件、重要文化財が11件ある。このうち工芸品が9件(うち国宝2件)あり、太刀、銅燈籠竿、能装束、梵鐘などがある。加えて、絵画、彫刻、書跡・典籍、考古資料が各1件ある。</p> <p>民俗文化財としては、無形民俗文化財に黒川能、松例祭の大松明行事の2件、有形民俗文化財に庄内のぼんどりコレクション、庄内の木製酒器コレクション、庄内浜及び飛島の漁撈用具など8件が指定されている。</p> <p>さらに、史跡は旧救道館、松ヶ岡開墾場、小国城跡の3件、名勝は金峰山、酒井氏庭園、玉川寺庭園の3件、天然記念物は特別天然記念物の羽黒山のスギ並木1件を含む9件である。</p> <p>また、登録有形文化財(建造物)は豪商家屋や近代化遺産に関するものが18件ある。なかでも、天慶年間(938~947)に結ばれた草庵「龍華寺」まで遡る龍神を祀る歴史のある寺院である龍澤山善宝寺は、平成27年11月17日に6棟の建造物が登録となった。登録となったのは、境内の二龍神を祀る龍王殿や魚鱗一列の供養塔として完願された五重塔のほか、五百羅漢堂、龍華庵、総門、山門の6棟である。</p>	<p>(P42)</p>  <p>旧西田川郡役所</p>  <p>鶴岡カトリック教会天主堂</p>  <p>旧浅谷家住宅</p> <p>美術工芸品は、国宝2件、重要文化財が12件ある。このうち工芸品が10件(うち国宝2件)あり、太刀、銅燈籠竿、能装束、梵鐘などがある。加えて、絵画、彫刻、書跡・典籍、考古資料が各1件ある。</p> <p>民俗文化財としては、無形民俗文化財に黒川能、松例祭の大松明行事の2件、有形民俗文化財に庄内のぼんどりコレクション、庄内の木製酒器コレクション、庄内浜及び飛島の漁撈用具など8件が指定されている。</p> <p>さらに、史跡は旧救道館、松ヶ岡開墾場、小国城跡の3件、名勝は金峰山、酒井氏庭園、玉川寺庭園の3件、天然記念物は特別天然記念物の羽黒山のスギ並木1件を含む9件である。</p> <p>また、登録有形文化財(建造物)は豪商家屋や近代化遺産に関するものが12件、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」として、本市清水(鶴岡地域大泉地区)の三森山を含む庄内地方で広く行われている「庄内のモリ供養の習俗」と温海地域大岩川地区の習俗である市指定無形民俗文化財「浜中のケヤキキョウダイ」、県指定無形民俗文化財「高寺八講」、重要無形民俗文化財「黒川能」の4件が選定されている。</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P43)</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>善宝寺権王殿</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>善宝寺五重塔</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>善宝寺山門</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>善宝寺総門</p> </div> </div> <p>「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」として、本市清水（鶴岡地域大泉地区）の三森山を含む庄内地方で広く行われている「庄内のモリ供養の習俗」と温海地域大岩川地区の習俗である市指定無形民俗文化財「孫中のケヤキョウダイ」、県指定無形民俗文化財「高寺八講」、重要無形民俗文化財「黒川能」の4件が選定されている</p>	<p>(P43)</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>●黒川能（重要無形民俗文化財）</p> <p>黒川能は、楯引地域黒川に鎮座する春日神社の神事能として、室町時代から500年もの間、地域住民が農業の営みの中で伝承してきた民俗芸能である（『黒川能の歴史と風土』著者：戸川安章）。</p> <p>春日神社の建物の特徴としては、能を奉納するために拝殿中央に舞台を配し、長床三間の内左右の二間は上座と下座の人びとのお能拝見の席で一段低く、その脇にはそれぞれ橋掛かりがあり、橋掛かりの外側には板壁を隔てて両座の楽屋が備わっていることである。黒川能は、明らかに能楽が大成された以後のものであるが、演能に先立って行われる「大地踏」、「式三番」等は能成立以前の芸能であり、能自体もその様式・謡の節・舞の型等いずれも独自のもので、芸能史上きわめて注目すべきものであることから、昭和51年、重要無形民俗文化財に指定された。</p> <p>黒川地区13集落の祭祀集団である氏子組織は、上下ふたつの宮座からなり、能を行う芸能集団である能座と互いに作用しあって一体化した。現在能は、2月1日・2日に行なわれる王祇祭、3月の祈年祭、5月の例大祭、11月の新嘗祭で春日神社に奉納されるほか、2月は熊鷹能が行われ、7月には羽黒山花祭で舞われ、同月赤川河川敷での齋能が催され、8月には庄内神社例祭（庄内大祭）に奉納される。</p> <p>なかでも王祇祭は特別な祭りである。大地踏・翁（所伝即）・五番の能狂言・祝言能が夜通し舞われる。番組と配役が決まると、人々は1ヶ月の物忌みと精進の生活を送る。年齢の順に当屋があり、当人を務める長老は、一生一度の晴れ舞台に王祇様を迎え、お供を務める。</p> <p>能太夫（座長）を中心に、能役者および氏子の組織は、若干の減少はありながらも江戸時代とほとんど変わらない規模で受け継がれており、現在、氏子は約240戸、能役者は狂言方・囃し方を含め少年から長老まで約160人、演目数は能が540番、狂言が59番を数える。</p> <p>神社と両座が所有する能面は230点、能装束は505点あり、この内能面13面が市有形民俗文化財、能装束3点が重要文化財、21点が県有形文化財に指定されている。能面の中には明らかに安土桃山時代のものでされる面があり、能大成以前の延年の舞で用いたと思われる古面も数多くある。</p> <p>黒川能の起源については、確たる定説はない。しかし、春日神社旧社殿の礎石には、武藤氏の家紋「六つ目結」の紋が彫ってある。また能の諸役にも六つ目結の紋を多用している。幼童が反附を踏む大地踏、上座翁太夫、下座三番叟を舞う所伝即は古態を伝え、鎌倉時代の翁猿楽の系統を引くとされ、先行する芸能が黒川能発生の受皿になったと考えられる。</p> </div>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P48)</p> <div data-bbox="387 260 703 472"> </div> <p data-bbox="488 477 600 494">両所神社舞獅子舞</p> <div data-bbox="712 260 1014 472"> </div> <p data-bbox="801 477 920 494">小国八幡宮弓射神事</p> <div data-bbox="398 541 707 675"> <p>史跡としては、旧石器から縄文時代にかけての遺跡や城跡、関所跡などがあり、天然記念物としては、庄内柿の原木や両所神社社叢、熊野長峰湿原群などがある。</p> </div> <div data-bbox="714 521 1001 737"> </div> <p data-bbox="831 746 913 764">庄内柿の原木</p> <p data-bbox="398 802 723 823">(2) 指定文化財以外の文化財の分布状況</p> <p data-bbox="398 836 600 857">① 有形文化財（建造物）</p> <p data-bbox="398 863 1010 1080">致道博物館内にある御隠殿は、文久3年（1863）に建てられた酒井家11代忠発の隠居所である。同時期に建てられた高畑御殿とともに、江戸柳原・下谷の両御殿を解体し移築された。奥の座敷は、能を舞うためにきれいな床板が張られ、床下には音響効果を高めるための大甍が据えられていた。玄関と奥の座敷が現存する。</p> <div data-bbox="728 890 1005 1074"> </div> <p data-bbox="846 1082 891 1099">御隠殿</p>	<p>(P48)</p> <p data-bbox="1240 260 1843 391">龍澤山善宝寺は、天慶年間（938～947）に結ばれた草庵「龍華寺」まで遡る龍神を祀る寺院である。境内には二龍神を祀る龍王殿（文安3年（1446）創立、天保4年（1833）再建）や総門（安政3年（1856）再建）、山門（文久2年（1862）再建、慶応3年（1867）上棟式）、魚鱗一切の供養塔として発願された五重塔（明治16年（1883）発願、同26年（1893）竣工）などがある。</p> <div data-bbox="1227 419 1536 651"> </div> <p data-bbox="1339 655 1422 673">善宝寺龍王殿</p> <div data-bbox="1543 419 1852 651"> </div> <p data-bbox="1655 655 1738 673">善宝寺総門</p> <div data-bbox="1227 823 1536 1054"> </div> <p data-bbox="1339 1070 1422 1088">善宝寺山門</p> <div data-bbox="1543 703 1852 1062"> </div> <p data-bbox="1655 1070 1738 1088">善宝寺五重塔</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P198)</p> <p>第5章 歴史的風致の維持及び向上における 文化財の保存及び活用に必要な事項</p> <p>1 文化財の保存・活用の現状と今後の方針及び具体的な計画</p> <p>鶴岡市には、国指定48件、県指定100件、市指定363件、合計511件の指定文化財が存在しているほか、18件の建造物が登録有形文化財として登録されている。</p> <p>重点区域「鶴岡公園とその周辺地区」内には、東北で唯一現存する藩校建造物である史跡旧致道館をはじめ多くの指定文化財がある。中でも、公益財団法人致道博物館には、旧西田川郡役所、旧鶴岡警察署庁舎、旧渋谷家住宅等の重要文化財建造物が保存・活用されているとともに、「庄内の仕事着コレクション」等の重要有形民俗文化財が施設の中で展示公開されている。また、城跡公園内にある大正天皇の即位を祝い記念して建てられた市指定有形文化財の大宝館は、現在郷土人物資料展示施設として公開活用されているほか、周辺地域にも多くの指定文化財が公開活用されている。</p> <p>また、重点区域「羽黒手向地区」には、重要文化財羽黒山正善院黄金堂があり公開されている。重点区域「羽黒松ヶ岡地区」の史跡松ヶ岡開墾場内では、蚕室等の建造物が様々な活用されて公開しており、隣接する施設内では、重要有形民俗文化財「庄内の米作り用具」が展示公開されている。</p> <p>これらの指定文化財については、文化財保護法、山形県文化財保護条例、鶴岡市文化財保護条例等の関連法令に基づき、国及び県の指導・助言を受け保護措置を行い保存継承に努めてきた。今後も、所有者との連携をとり、保存管理計画の策定していない文化財については、その策定を検討しながら、適切な保存を行っていくものである。</p> <p>その活用には行政と文化財の所有者や管理団体、また祭礼や伝統文化を継承する活動団体等の市民が、協働でそれぞれの役割を担うことが重要であることから、行政はそれら文化財を管理する個人・団体と連携をとり、市民一人ひとりが文化財に対して愛着と誇りを持ち大切にす気持が育まれるよう普及啓発等に努めるものとする。また、活用にあたっては、文化財保護法等の主旨を踏まえ、文化財としての価値を毀損することがないよう配慮するものとする。</p> <p>なお、未指定のものについても、必要に応じて調査を行い、その価値が確認できたものについては、所有者との連携を図りながら、市の指定、もしくは国の登録制度を活用することを検討するなどし保存継承に努める。</p> <p>以下、本市における歴史的風致の維持及び向上の核となる文化財のうち「建造物」「史跡」「無形民俗文化財」について、種別ごとに保存・活用の方針を</p>	<p>(P198)</p> <p>第5章 歴史的風致の維持及び向上における 文化財の保存及び活用に必要な事項</p> <p>1 文化財の保存・活用の現状と今後の方針及び具体的な計画</p> <p>鶴岡市には、国指定49件、県指定100件、市指定363件、合計512件の指定文化財が存在しているほか、12件の建造物が登録有形文化財として登録されている。</p> <p>重点区域「鶴岡公園とその周辺地区」内には、東北で唯一現存する藩校建造物である史跡旧致道館をはじめ多くの指定文化財がある。中でも、公益財団法人致道博物館には、旧西田川郡役所、旧鶴岡警察署庁舎、旧渋谷家住宅等の重要文化財建造物が保存・活用されているとともに、「庄内の仕事着コレクション」等の重要有形民俗文化財が施設の中で展示公開されている。また、城跡公園内にある大正天皇の即位を祝い記念して建てられた市指定有形文化財の大宝館は、現在郷土人物資料展示施設として公開活用されているほか、周辺地域にも多くの指定文化財が公開活用されている。</p> <p>また、重点区域「羽黒手向地区」には、重要文化財羽黒山正善院黄金堂があり公開されている。重点区域「羽黒松ヶ岡地区」の史跡松ヶ岡開墾場内では、蚕室等の建造物が様々な活用されて公開しており、隣接する施設内では、重要有形民俗文化財「庄内の米作り用具」が展示公開されている。</p> <p>これらの指定文化財については、文化財保護法、山形県文化財保護条例、鶴岡市文化財保護条例等の関連法令に基づき、国及び県の指導・助言を受け保護措置を行い保存継承に努めてきた。今後も、所有者との連携をとり、保存管理計画の策定していない文化財については、その策定を検討しながら、適切な保存を行っていくものである。</p> <p>その活用には行政と文化財の所有者や管理団体、また祭礼や伝統文化を継承する活動団体等の市民が、協働でそれぞれの役割を担うことが重要であることから、行政はそれら文化財を管理する個人・団体と連携をとり、市民一人ひとりが文化財に対して愛着と誇りを持ち大切にす気持が育まれるよう普及啓発等に努めるものとする。また、活用にあたっては、文化財保護法等の主旨を踏まえ、文化財としての価値を毀損することがないよう配慮するものとする。</p> <p>なお、未指定のものについても、必要に応じて調査を行い、その価値が確認できたものについては、所有者との連携を図りながら、市の指定、もしくは国の登録制度を活用することを検討するなどし保存継承に努める。</p> <p>以下、本市における歴史的風致の維持及び向上の核となる文化財のうち「建造物」「史跡」「無形民俗文化財」について、種別ごとに保存・活用の方針を</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P201)</p> <p>③ 史跡松ヶ岡開墾場</p> <p>松ヶ岡開墾場は、鶴岡市が管理団体として平成10年度から所有者と連携しながら史跡の主要な建造物の保存修理を行ってきた。主要建造物の外観補修は完了し、現在は3階屋根補修も併せた避雷設備の設置を進めている。</p> <p>《重点区域内での事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重要文化財旧鶴岡警察署庁舎保存修理事業 平成25年度～30年度 ○市指定有形文化財大宝館整備事業 平成29年度～30年度 ○重要文化財羽黒山正善院黄金堂保存修理並びに防災事業 平成26年度～27年度 ○史跡松ヶ岡開墾場保存修理事業 平成10年度～29年度 <p>3 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針及び具体的な計画</p> <p>鶴岡市には、多くの文化財建造物や文化財を展示公開する施設がある。指定文化財建造物の多くは、公開活用されており、多くの方が訪れている。</p> <p>また、公開されている文化財建造物や博物館、民俗文化財の関連施設等では、文化財の展示公開が行われている。これら多くの施設の展示公開やイベントの開催等を通じて、多くの人々が身近に鶴岡の歴史的風致に接する機会が提供されている。</p> <p>これらの事業については、それぞれ単独で行われるものだけでなく、施設間で共催の展示企画やイベントの開催、共通の入場券の発行等、官民一体となった事業も多く行われている。</p> <p>今後も、所有者及び管理者と市が連携をとりながら、文化財の保存に努めるとともに、鶴岡の歴史的風致の維持向上のために文化財の公開に努めるなど啓蒙普及を図っていくものである。</p> <p>また、特に重点区域においては、文化財活用の事業を行うだけでなく、文化財の保存・活用のための案内板整備及び説明板や解説資料の充実も図る。</p> <p>施設例：致道博物館、大宝館、旧致道館、旧風間家住宅、東田川文化記念館、いでは文化記念館、出羽三山歴史博物館、旧遠藤家住宅、王祇会館</p> <p>《重点区域内での事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○散策・休憩施設整備事業 平成26年度～34年度 ○宿坊街道路・空き地修景整備事業 平成26年度～31年度 ○史跡内及び周辺修景整備事業 平成27年度～34年度 	<p>(P201)</p> <p>③ 史跡松ヶ岡開墾場</p> <p>松ヶ岡開墾場は、鶴岡市が管理団体として平成10年度から所有者と連携しながら史跡の主要な建造物の保存修理を行ってきた。主要建造物の内、蚕室の4番と3番の保存修理が完了しておらず、この保存修理を継続するとともに、付属の建造物や周辺設備の保存・整備のあり方を検討する。</p> <p>《重点区域内での事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重要文化財旧鶴岡警察署庁舎保存修理事業 平成25年度～29年度 ○市指定有形文化財大宝館整備事業 平成31年度～32年度 ○重要文化財羽黒山正善院黄金堂保存修理並びに防災事業 平成26年度～27年度 ○史跡松ヶ岡開墾場保存修理事業 平成10年度～28年度 <p>3 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針及び具体的な計画</p> <p>鶴岡市には、多くの文化財建造物や文化財を展示公開する施設がある。指定文化財建造物の多くは、公開活用されており、多くの方が訪れている。</p> <p>また、公開されている文化財建造物や博物館、民俗文化財の関連施設等では、文化財の展示公開が行われている。これら多くの施設の展示公開やイベントの開催等を通じて、多くの人々が身近に鶴岡の歴史的風致に接する機会が提供されている。</p> <p>これらの事業については、それぞれ単独で行われるものだけでなく、施設間で共催の展示企画やイベントの開催、共通の入場券の発行等、官民一体となった事業も多く行われている。</p> <p>今後も、所有者及び管理者と市が連携をとりながら、文化財の保存に努めるとともに、鶴岡の歴史的風致の維持向上のために文化財の公開に努めるなど啓蒙普及を図っていくものである。</p> <p>また、特に重点区域においては、文化財活用の事業を行うだけでなく、文化財の保存・活用のための案内板整備及び説明板や解説資料の充実も図る。</p> <p>施設例：致道博物館、大宝館、旧致道館、旧風間家住宅、東田川文化記念館、いでは文化記念館、出羽三山歴史博物館、旧遠藤家住宅、王祇会館</p> <p>《重点区域内での事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○散策・休憩施設整備事業 平成26年度～34年度 ○宿坊街道路・空き地修景整備事業 平成26年度～31年度 ○史跡内及び周辺修景整備事業 平成27年度～34年度

■新旧対照表

新	旧																																												
<p>(P202)</p> <p>4 文化財の周辺環境の保全に関する方針及び具体的な計画</p> <p>文化財の周辺環境は、多様な要素で構成されており、その変化は文化財に大きな影響を与えるため、都市計画法、景観法及び本市の関連条例による規制、制度の積極的な活用により、文化財の価値や魅力が大きく損なわれないように注意しその保全を図る。</p> <p>また、重点区域においては歴史的風致の維持及び向上を図るための周辺道路の高質化・美装化や無電線化などの整備事業や文化財を活用するための便益施設を整備する場合には、文化財及びその周囲の景観や環境との調和を図る。</p> <p>《重点区域内での事業》</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>○鶴岡公園園内整備事業</td> <td style="text-align: right;">平成23年度～26年度</td> </tr> <tr> <td>○三日町口通り修景事業</td> <td style="text-align: right;">平成27年度～30年度</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(市道荘内神社前大東町線歩行者回遊空間整備事業)</td> </tr> <tr> <td>○鶴岡公園内堀周辺道路修景事業</td> <td style="text-align: right;">平成31年度～34年度</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(市道鶴岡公園新形町線歩行者空間整備事業)</td> </tr> <tr> <td>○散策・休憩施設整備検討事業(再掲)</td> <td style="text-align: right;">平成26年度～34年度</td> </tr> <tr> <td>○宿坊街まち並み保全及び修景整備促進事業</td> <td style="text-align: right;">平成26年度～31年度</td> </tr> <tr> <td>○宿坊街道路・空き地修景整備調査事業(再掲)</td> <td style="text-align: right;">平成26年度～31年度</td> </tr> <tr> <td>○史跡内及び周辺修景整備事業(再掲)</td> <td style="text-align: right;">平成27年度～34年度</td> </tr> </table> <p>5 文化財の防災等に関する方針及び具体的な計画</p> <p>文化財のうち建造物については、所有者及び管理者と連携して、消防法で義務化されている自動火災報知設備及び消火器具等の設置に努めるなど、火災被害の危険軽減を図る。さらに、広く防災意識を高揚するため、所有者、管理者、地域住民、消防署が一体となった防災訓練の実施に努めるとともに、特に重点地域については、防災設備の見直しを図り、設備の適正化を進める。</p> <p>また、指定文化財の耐震診断を推進し、文化財保存のための修理工事の際には、できるかぎり耐震補強工事も併せて実施するよう指導に努める。</p> <p>なお、近年は文化財の盗難も多いことから、文化財を展示公開している施設については、防犯に対処するために必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常日頃からの防犯・防災への意識の高揚に努める。</p> <p>《重点区域内での事業》</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>○重要文化財羽黒山正善院黄金堂保存修理並びに防災事業(再掲)</td> <td style="text-align: right;">平成26年度～27年度</td> </tr> <tr> <td>○史跡松ヶ岡開墾場保存修理事業(再掲)</td> <td style="text-align: right;">平成10年度～29年度</td> </tr> </table>	○鶴岡公園園内整備事業	平成23年度～26年度	○三日町口通り修景事業	平成27年度～30年度	(市道荘内神社前大東町線歩行者回遊空間整備事業)		○鶴岡公園内堀周辺道路修景事業	平成31年度～34年度	(市道鶴岡公園新形町線歩行者空間整備事業)		○散策・休憩施設整備検討事業(再掲)	平成26年度～34年度	○宿坊街まち並み保全及び修景整備促進事業	平成26年度～31年度	○宿坊街道路・空き地修景整備調査事業(再掲)	平成26年度～31年度	○史跡内及び周辺修景整備事業(再掲)	平成27年度～34年度	○重要文化財羽黒山正善院黄金堂保存修理並びに防災事業(再掲)	平成26年度～27年度	○史跡松ヶ岡開墾場保存修理事業(再掲)	平成10年度～29年度	<p>(P202)</p> <p>4 文化財の周辺環境の保全に関する方針及び具体的な計画</p> <p>文化財の周辺環境は、多様な要素で構成されており、その変化は文化財に大きな影響を与えるため、都市計画法、景観法及び本市の関連条例による規制、制度の積極的な活用により、文化財の価値や魅力が大きく損なわれないように注意しその保全を図る。</p> <p>また、重点区域においては歴史的風致の維持及び向上を図るための周辺道路の高質化・美装化や無電線化などの整備事業や文化財を活用するための便益施設を整備する場合には、文化財及びその周囲の景観や環境との調和を図る。</p> <p>《重点区域内での事業》</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>○鶴岡公園園内整備事業</td> <td style="text-align: right;">平成23年度～26年度</td> </tr> <tr> <td>○三日町口通り修景事業</td> <td style="text-align: right;">平成26年度～30年度</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(市道荘内神社前大東町線歩行者回遊空間整備事業)</td> </tr> <tr> <td>○鶴岡公園内堀周辺道路修景事業</td> <td style="text-align: right;">平成31年度～34年度</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(市道鶴岡公園新形町線歩行者空間整備事業)</td> </tr> <tr> <td>○散策・休憩施設整備検討事業(再掲)</td> <td style="text-align: right;">平成26年度～34年度</td> </tr> <tr> <td>○宿坊街まち並み保全及び修景整備促進事業</td> <td style="text-align: right;">平成26年度～31年度</td> </tr> <tr> <td>○宿坊街道路・空き地修景整備調査事業(再掲)</td> <td style="text-align: right;">平成26年度～31年度</td> </tr> <tr> <td>○史跡内及び周辺修景整備事業(再掲)</td> <td style="text-align: right;">平成27年度～34年度</td> </tr> </table> <p>5 文化財の防災等に関する方針及び具体的な計画</p> <p>文化財のうち建造物については、所有者及び管理者と連携して、消防法で義務化されている自動火災報知設備及び消火器具等の設置に努めるなど、火災被害の危険軽減を図る。さらに、広く防災意識を高揚するため、所有者、管理者、地域住民、消防署が一体となった防災訓練の実施に努めるとともに、特に重点地域については、防災設備の見直しを図り、設備の適正化を進める。</p> <p>また、指定文化財の耐震診断を推進し、文化財保存のための修理工事の際には、できるかぎり耐震補強工事も併せて実施するよう指導に努める。</p> <p>なお、近年は文化財の盗難も多いことから、文化財を展示公開している施設については、防犯に対処するために必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常日頃からの防犯・防災への意識の高揚に努める。</p> <p>《重点区域内での事業》</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>○重要文化財羽黒山正善院黄金堂保存修理並びに防災事業(再掲)</td> <td style="text-align: right;">平成26年度～27年度</td> </tr> <tr> <td>○史跡松ヶ岡開墾場保存修理事業(再掲)</td> <td style="text-align: right;">平成10年度～28年度</td> </tr> </table>	○鶴岡公園園内整備事業	平成23年度～26年度	○三日町口通り修景事業	平成26年度～30年度	(市道荘内神社前大東町線歩行者回遊空間整備事業)		○鶴岡公園内堀周辺道路修景事業	平成31年度～34年度	(市道鶴岡公園新形町線歩行者空間整備事業)		○散策・休憩施設整備検討事業(再掲)	平成26年度～34年度	○宿坊街まち並み保全及び修景整備促進事業	平成26年度～31年度	○宿坊街道路・空き地修景整備調査事業(再掲)	平成26年度～31年度	○史跡内及び周辺修景整備事業(再掲)	平成27年度～34年度	○重要文化財羽黒山正善院黄金堂保存修理並びに防災事業(再掲)	平成26年度～27年度	○史跡松ヶ岡開墾場保存修理事業(再掲)	平成10年度～28年度
○鶴岡公園園内整備事業	平成23年度～26年度																																												
○三日町口通り修景事業	平成27年度～30年度																																												
(市道荘内神社前大東町線歩行者回遊空間整備事業)																																													
○鶴岡公園内堀周辺道路修景事業	平成31年度～34年度																																												
(市道鶴岡公園新形町線歩行者空間整備事業)																																													
○散策・休憩施設整備検討事業(再掲)	平成26年度～34年度																																												
○宿坊街まち並み保全及び修景整備促進事業	平成26年度～31年度																																												
○宿坊街道路・空き地修景整備調査事業(再掲)	平成26年度～31年度																																												
○史跡内及び周辺修景整備事業(再掲)	平成27年度～34年度																																												
○重要文化財羽黒山正善院黄金堂保存修理並びに防災事業(再掲)	平成26年度～27年度																																												
○史跡松ヶ岡開墾場保存修理事業(再掲)	平成10年度～29年度																																												
○鶴岡公園園内整備事業	平成23年度～26年度																																												
○三日町口通り修景事業	平成26年度～30年度																																												
(市道荘内神社前大東町線歩行者回遊空間整備事業)																																													
○鶴岡公園内堀周辺道路修景事業	平成31年度～34年度																																												
(市道鶴岡公園新形町線歩行者空間整備事業)																																													
○散策・休憩施設整備検討事業(再掲)	平成26年度～34年度																																												
○宿坊街まち並み保全及び修景整備促進事業	平成26年度～31年度																																												
○宿坊街道路・空き地修景整備調査事業(再掲)	平成26年度～31年度																																												
○史跡内及び周辺修景整備事業(再掲)	平成27年度～34年度																																												
○重要文化財羽黒山正善院黄金堂保存修理並びに防災事業(再掲)	平成26年度～27年度																																												
○史跡松ヶ岡開墾場保存修理事業(再掲)	平成10年度～28年度																																												

■新旧対照表

新		旧	
(P213)	No 1	(P213)	No 1
事業名	重要文化財旧鶴岡警察署庁舎保存修理事業	事業名	重要文化財旧鶴岡警察署庁舎保存修理事業
事業主体	公益財団法人 致道博物館	事業主体	公益財団法人 致道博物館
事業期間	平成 25 年度 ～ 平成 30 年度	事業期間	平成 25 年度 ～ 平成 29 年度
支援事業名	重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費国庫補助	支援事業名	重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費国庫補助
事業実施箇所		事業実施箇所	
事業概要	<p>経年劣化により傷みが激しい旧鶴岡警察署庁舎について、解体し補修後にまた組み立て直す根本修理を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>現 状(地震沈下による傾き)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>瓦の破損</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>壁面の塗装劣化</p> </div> </div>	事業概要	<p>経年劣化により傷みが激しい旧鶴岡警察署庁舎について、解体し補修後にまた組み立て直す根本修理を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>現 状(地震沈下による傾き)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>瓦の破損</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>壁面の塗装劣化</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>明治 17 年に内川に掛かる鶴岡橋付近に建設された旧鶴岡警察署庁舎は、昭和 32 年に致道博物館構内に移築復元され、荘内大祭の大名行列の背景として、多くの市民と観光客の目に触れる施設である。しかし、移築後 50 年以上が経過しているため老朽化が著しく、現在は博物館事務所として活用されているが公開されていない。今回保存修理を行うことで、安全性を確保し、展示施設として内部公開することで、文化的価値の継承につながり、歴史的風致の維持向上が図られる。</p>	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>明治 17 年に内川に掛かる鶴岡橋付近に建設された旧鶴岡警察署庁舎は、昭和 32 年に致道博物館構内に移築復元され、荘内大祭の大名行列の背景として、多くの市民と観光客の目に触れる施設である。しかし、移築後 50 年以上が経過しているため老朽化が著しく、現在は博物館事務所として活用されているが公開されていない。今回保存修理を行うことで、安全性を確保し、展示施設として内部公開することで、文化的価値の継承につながり、歴史的風致の維持向上が図られる。</p>

■新旧対照表

新		旧	
(P214)	No 2	(P214)	No 2
<p>事業名 市指定有形文化財大宝館整備事業</p> <p>事業主体 鶴岡市</p> <p>事業期間 平成 29 年度 ～ 平成 30 年度</p> <p>支援事業名 市単独事業 ※社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討</p>		<p>事業名 市指定有形文化財大宝館整備事業</p> <p>事業主体 鶴岡市</p> <p>事業期間 平成 31 年度 ～ 平成 32 年度</p> <p>支援事業名 市単独事業 ※社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討</p>	
<p>事業実施箇所</p> <p>事業概要 市指定有形文化財大宝館の修繕として、外壁塗装・木製建具改修・瓦屋根全面改修・ドーム補修及び塗装を実施する。</p>	 <p style="text-align: center;">現 状</p>  <p style="text-align: center;">外壁破損</p>  <p style="text-align: center;">内壁破損</p>	<p>事業概要 市指定有形文化財大宝館の修繕として、外壁塗装・木製建具改修・瓦屋根全面改修・ドーム補修及び塗装を実施する。</p>	 <p style="text-align: center;">現 状</p>  <p style="text-align: center;">外壁破損</p>  <p style="text-align: center;">内壁破損</p>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等</p> <p>大宝館は、大正 4 年に大正天皇の即位を記念して建設された本市を代表する擬洋風建築物で、現在は市の郷土人物資料館として市民や来訪者に親しまれている。鶴岡公園内の観光拠点施設のひとつであり、天神祭等には多くの市民や観光客の目に触れる施設であるが、間もなく築 100 年を迎える施設であり、経年劣化による老朽化が著しい。今回、外観及び内部の修繕を行うことで、外観の美観と安全性を確保し、文化的価値の継承につながり、歴史的風致の維持向上が図られる。</p>	<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等</p> <p>大宝館は、大正 4 年に大正天皇の即位を記念して建設された本市を代表する擬洋風建築物で、現在は市の郷土人物資料館として市民や来訪者に親しまれている。鶴岡公園内の観光拠点施設のひとつであり、天神祭等には多くの市民や観光客の目に触れる施設であるが、間もなく築 100 年を迎える施設であり、経年劣化による老朽化が著しい。今回、外観及び内部の修繕を行うことで、外観の美観と安全性を確保し、文化的価値の継承につながり、歴史的風致の維持向上が図られる。</p>		





■新旧対照表

新		旧																							
(P216)	No.4	(P216)	No.4																						
<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>三日町口通り修景事業 (市道荘内神社前大東町線歩行者回遊空間整備事業)</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>鶴岡市</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成27年度～平成30年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>市単独事業 ※社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)の活用を検討</td> </tr> <tr> <td>事業実施箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>ワークショップや関係団体等との意見交換を実施し、鶴ヶ岡城の大手門通りであった市道荘内神社前大東町線の修景整備について、整備のあり方を検討する。検討内容を踏まえた修景整備を実施する。</p>  <p style="text-align: center;">現 状</p> <p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等</p> <p>荘内大祭のルートであり、鶴ヶ岡城大手門へのエントランスゾーンである荘内神社前大東町線は、歴史的風致を構成する重要な要素である祭礼の背景となる道路であることから、城下町らしさを演出する修景整備を行うことで往時の雰囲気醸し出され、歴史的風致の維持向上が図られる。</p> </td> </tr> </table>	事業名	三日町口通り修景事業 (市道荘内神社前大東町線歩行者回遊空間整備事業)	事業主体	鶴岡市	事業期間	平成27年度～平成30年度	支援事業名	市単独事業 ※社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)の活用を検討	事業実施箇所		事業概要	<p>ワークショップや関係団体等との意見交換を実施し、鶴ヶ岡城の大手門通りであった市道荘内神社前大東町線の修景整備について、整備のあり方を検討する。検討内容を踏まえた修景整備を実施する。</p>  <p style="text-align: center;">現 状</p> <p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等</p> <p>荘内大祭のルートであり、鶴ヶ岡城大手門へのエントランスゾーンである荘内神社前大東町線は、歴史的風致を構成する重要な要素である祭礼の背景となる道路であることから、城下町らしさを演出する修景整備を行うことで往時の雰囲気醸し出され、歴史的風致の維持向上が図られる。</p>	<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>三日町口通り修景事業 (市道荘内神社前大東町線歩行者回遊空間整備事業)</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>鶴岡市</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成26年度～平成30年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>市単独事業 ※社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)の活用を検討</td> </tr> <tr> <td>事業実施箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>ワークショップや関係団体等との意見交換を実施し、鶴ヶ岡城の大手門通りであった市道荘内神社前大東町線の修景整備について、整備のあり方を検討する。検討内容を踏まえた修景整備を実施する。</p>  <p style="text-align: center;">現 状</p> <p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等</p> <p>荘内大祭のルートであり、鶴ヶ岡城大手門へのエントランスゾーンである荘内神社前大東町線は、歴史的風致を構成する重要な要素である祭礼の背景となる道路であることから、城下町らしさを演出する修景整備を行うことで往時の雰囲気醸し出され、歴史的風致の維持向上が図られる。</p> </td> </tr> </table>	事業名	三日町口通り修景事業 (市道荘内神社前大東町線歩行者回遊空間整備事業)	事業主体	鶴岡市	事業期間	平成26年度～平成30年度	支援事業名	市単独事業 ※社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)の活用を検討	事業実施箇所		事業概要	<p>ワークショップや関係団体等との意見交換を実施し、鶴ヶ岡城の大手門通りであった市道荘内神社前大東町線の修景整備について、整備のあり方を検討する。検討内容を踏まえた修景整備を実施する。</p>  <p style="text-align: center;">現 状</p> <p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等</p> <p>荘内大祭のルートであり、鶴ヶ岡城大手門へのエントランスゾーンである荘内神社前大東町線は、歴史的風致を構成する重要な要素である祭礼の背景となる道路であることから、城下町らしさを演出する修景整備を行うことで往時の雰囲気醸し出され、歴史的風致の維持向上が図られる。</p>
事業名	三日町口通り修景事業 (市道荘内神社前大東町線歩行者回遊空間整備事業)																								
事業主体	鶴岡市																								
事業期間	平成27年度～平成30年度																								
支援事業名	市単独事業 ※社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)の活用を検討																								
事業実施箇所																									
事業概要	<p>ワークショップや関係団体等との意見交換を実施し、鶴ヶ岡城の大手門通りであった市道荘内神社前大東町線の修景整備について、整備のあり方を検討する。検討内容を踏まえた修景整備を実施する。</p>  <p style="text-align: center;">現 状</p> <p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等</p> <p>荘内大祭のルートであり、鶴ヶ岡城大手門へのエントランスゾーンである荘内神社前大東町線は、歴史的風致を構成する重要な要素である祭礼の背景となる道路であることから、城下町らしさを演出する修景整備を行うことで往時の雰囲気醸し出され、歴史的風致の維持向上が図られる。</p>																								
事業名	三日町口通り修景事業 (市道荘内神社前大東町線歩行者回遊空間整備事業)																								
事業主体	鶴岡市																								
事業期間	平成26年度～平成30年度																								
支援事業名	市単独事業 ※社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)の活用を検討																								
事業実施箇所																									
事業概要	<p>ワークショップや関係団体等との意見交換を実施し、鶴ヶ岡城の大手門通りであった市道荘内神社前大東町線の修景整備について、整備のあり方を検討する。検討内容を踏まえた修景整備を実施する。</p>  <p style="text-align: center;">現 状</p> <p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等</p> <p>荘内大祭のルートであり、鶴ヶ岡城大手門へのエントランスゾーンである荘内神社前大東町線は、歴史的風致を構成する重要な要素である祭礼の背景となる道路であることから、城下町らしさを演出する修景整備を行うことで往時の雰囲気醸し出され、歴史的風致の維持向上が図られる。</p>																								

■新旧対照表

新		旧	
(P219)	№7	(P219)	№7
事業名	散策・休憩施設整備事業	事業名	散策・休憩施設整備事業
事業主体	鶴岡市・建物所有者・関係団体	事業主体	鶴岡市・建物所有者・関係団体
事業期間	平成26年度～平成34年度	事業期間	平成26年度～平成34年度
支援事業名	平成26年度～平成30年度 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) 平成31年度～ 市単独事業 (社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)の活用を検討)	支援事業名	平成26年度～平成30年度 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) 平成31年度～ 市単独事業 (社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)の活用を検討)
事業実施箇所	重点区域内(鶴岡公園とその周辺地区) 	事業実施箇所	重点区域内(鶴岡公園とその周辺地区) 
事業概要	歴史的風致を形成する建造物や人々の活動、それらをつなぐルート上に遊動し回遊できる空間として本町二丁目広場(仮称)、多目的交流広場を整備し、歴史資源情報や歴史まちづくりに関する情報、地元食材を使用した軽食等の提供が可能な休憩スペースの整備、歴史的景観に配慮した案内板・説明板設置について、関係団体等と連携し検討、整備する。  本町二丁目広場ワークショップ	事業概要	歴史的風致を形成する建造物や人々の活動、それらをつなぐルート上に、歴史資源情報や歴史まちづくりに関する情報、地元食材を使用した軽食等の提供が可能な休憩スペースの整備、歴史的景観に配慮した案内板・説明板設置について、関係団体等と連携し検討、整備する。  ワークショップ開催イメージ
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	市民・来訪者が遊動し歴史資源を回遊する際に、気軽に立ち寄ることができ歴史まちづくり情報の提供を受けることができる施設(機能)を設置することによって、多様なニーズに対応する散策機会の提供が充実する。また、休憩や飲食が可能なスペースを設置することで、建造物(ハード)だけに留まらない鶴岡市の歴史的な魅力についての理解が深まり、歴史的風致の維持向上が図られる。	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	市民・来訪者が歴史資源を回遊する際に、気軽に立ち寄ることができ歴史まちづくり情報の提供を受けることができる施設(機能)を設置することによって、多様なニーズに対応する散策機会の提供が充実する。 また、休憩や飲食が可能なスペースを設置することで、建造物(ハード)だけに留まらない鶴岡市の歴史的な魅力についての理解が深まり、歴史的風致の維持向上が図られる。

■新旧対照表

新		旧	
(P226)	№14	(P226)	№14
<p>事業名 史跡内及び周辺修景整備事業</p> <p>事業主体 鶴岡市・関係団体</p> <p>事業期間 平成27年度～平成34年度 市単独事業 平成27年度～平成30年度 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)</p> <p>支援事業名 平成31年度～市単独事業 —(社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)及び歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業の活用を検討)—</p>	 <p style="text-align: center;">多目的広場・トイレ整備事業</p>	<p>事業名 史跡内及び周辺修景整備事業</p> <p>事業主体 鶴岡市・関係団体</p> <p>事業期間 平成27年度～平成34年度 市単独事業 平成26年度～平成30年度 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)</p> <p>支援事業名 平成31年度～市単独事業 (社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)及び歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業の活用を検討)</p>	
<p>事業実施箇所</p>	<p>事業概要</p> <p>史跡中央を東西に通る道路については、明治初期の時代背景にあった構造とし、寸法や路盤の材料を検討し整備する。また、史跡内への車の進入を禁止するための副道や駐車場を整備する。</p> <p>史跡内の景観形成に有効な役割を果たしている桜や松等の立木について、樹木・樹種を選定し保存・整備する。</p> <p>歴史的景観に配慮した看板・誘導案内板、エリアの散策途中での休憩や各種催事のための多目的広場、トイレ等を整備する。</p>  <p style="text-align: center;">現状：「車乗り入れご遠慮」の看板あり</p>	<p>事業実施箇所</p>	<p>事業概要</p> <p>史跡中央を東西に通る道路については、明治初期の時代背景にあった構造とし、寸法や路盤の材料を検討し整備する。また、史跡内への車の進入を禁止するための副道や駐車場を整備する。</p> <p>史跡内の景観形成に有効な役割を果たしている桜や松等の立木について、樹木・樹種を選定し保存・整備する。</p> <p>歴史的景観に配慮した看板・誘導案内板、エリアの散策途中での休憩のためのスペース等を整備する。</p>  <p style="text-align: center;">現状：「車乗り入れご遠慮」の看板あり</p>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等</p>	<p>明治初期の景観への復元を前提として修景整備を行い、創建当時の開墾の歴史が感じられ、また、史跡を活用した催事により市民の関心の高まり、来訪者等の増加により、歴史的風致の維持向上が図られる。</p>	<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等</p>	<p>明治初期の景観への復元を前提として修景整備を行い、創建当時の開拓の歴史を表現することにより、歴史的風致の維持向上が図られる。</p>













■新旧対照表

新	旧														
<p>(P233)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>歴史的風致形成建造物保存活用整備補助事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>鶴岡市</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成 28 年度 ～ 平成 34 年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>平成 28 年度～平成 30 年度 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</td> </tr> <tr> <td>事業実施箇所</td> <td>  <p>旧小池薬局エビスマビル 旧割烹三浦屋</p> </td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>歴史的風致形成建造物について公開による保存活用を図るために所有者が行う外観修景、内装整備等の事業について補助を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>旧小池薬局エビスマビル 旧割烹三浦屋</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等</td> <td> <p>本市内には個人など民間が所有する歴史的建造物が存在しているが、老朽化などにより維持が難しく、いずれ滅失するおそれがある。所有者等に支援することで公開等が行われ、建造物への関心が高まり、市民、観光者など来訪者の遊動が誘引され、建造物の保全活用が図られることで歴史的風致の維持向上が図られる。</p> </td> </tr> </table>	事業名	歴史的風致形成建造物保存活用整備補助事業	事業主体	鶴岡市	事業期間	平成 28 年度 ～ 平成 34 年度	支援事業名	平成 28 年度～平成 30 年度 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	事業実施箇所	 <p>旧小池薬局エビスマビル 旧割烹三浦屋</p>	事業概要	<p>歴史的風致形成建造物について公開による保存活用を図るために所有者が行う外観修景、内装整備等の事業について補助を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>旧小池薬局エビスマビル 旧割烹三浦屋</p>	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>本市内には個人など民間が所有する歴史的建造物が存在しているが、老朽化などにより維持が難しく、いずれ滅失するおそれがある。所有者等に支援することで公開等が行われ、建造物への関心が高まり、市民、観光者など来訪者の遊動が誘引され、建造物の保全活用が図られることで歴史的風致の維持向上が図られる。</p>	<p>(P233)</p> <p style="text-align: center;">（記載なし）</p>
事業名	歴史的風致形成建造物保存活用整備補助事業														
事業主体	鶴岡市														
事業期間	平成 28 年度 ～ 平成 34 年度														
支援事業名	平成 28 年度～平成 30 年度 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）														
事業実施箇所	 <p>旧小池薬局エビスマビル 旧割烹三浦屋</p>														
事業概要	<p>歴史的風致形成建造物について公開による保存活用を図るために所有者が行う外観修景、内装整備等の事業について補助を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>旧小池薬局エビスマビル 旧割烹三浦屋</p>														
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由等	<p>本市内には個人など民間が所有する歴史的建造物が存在しているが、老朽化などにより維持が難しく、いずれ滅失するおそれがある。所有者等に支援することで公開等が行われ、建造物への関心が高まり、市民、観光者など来訪者の遊動が誘引され、建造物の保全活用が図られることで歴史的風致の維持向上が図られる。</p>														

■新旧対照表

新					旧				
(P238)					(P237)				
歴史の風致形成建造物指定一覧					歴史の風致形成建造物候補一覧				
番号	名称	外観写真	所在地	位置図	番号	名称	外観写真	所在地	位置図
1	(市指定有形文化財) 大宝館 (鶴岡公園内)		馬場町 4-7		1	(市指定有形文化財) 大宝館 (鶴岡公園内)		馬場町 4-7	
2	御隠殿 (政道博物館内)		家中新町 10-15		2	御隠殿 (政道博物館内)		家中新町 10-15	
3	(市指定有形文化財) 三井家蔵座敷		本町1丁目 4-37		3	(市指定有形文化財) 三井家蔵座敷		本町1丁目 4-37	
4	(市指定有形文化財) 松ヶ岡開墾士 住宅(新徴屋敷)		羽黒町 松ヶ岡 字松ヶ岡 151-3		4	(国登録有形文化財) 風間家旧宅(丙申堂)表門・西側板塀	 	馬場町1- 17	

■新旧対照表

新				旧					
(P239)				(P238)					
5	旧小池薬局 エビスヤビル		本町 一丁目 6-8		5	(国登録有形文化財) 風間家旧別邸 無量光苑		泉町6-20	
6	旧割烹三浦屋		本町 二丁目 10-11		6	(市指定有形文化財) 松ヶ岡開墾士 住宅(新徴屋敷)		羽黒町 松ヶ岡 字松ヶ岡 151-3	
歴史的風致形成建造物指定候補一覧									
1	(国登録有形文化財) 旧風間家住宅 (丙申堂)表 門・西側板塀		馬場町1- 17						
2	(国登録有形文化財) 風間家旧別邸 無量光苑		泉町6-20						

■新旧対照表

新			旧		
(P241)			(P240)		
【登録有形文化財】			【登録有形文化財】		
分類	名称	所在地	分類	名称	所在地
国登録	1. 石名坂家住宅主屋	鶴岡地域	国登録	1. 石名坂家住宅主屋	鶴岡地域
	2. 石名坂家住宅蔵	鶴岡地域		2. 石名坂家住宅蔵	鶴岡地域
	3. 安良町公民館（旧鶴岡警察署大山分署）	鶴岡地域		3. 安良町公民館（旧鶴岡警察署大山分署）	鶴岡地域
	4. 風間家旧宅（丙申堂）表門	鶴岡地域		4. 風間家旧宅（丙申堂）表門	鶴岡地域
	5. 風間家旧宅（丙申堂）西側板扉	鶴岡地域		5. 風間家旧宅（丙申堂）西側板扉	鶴岡地域
	6. 旧鶴岡町消防組第八部消防ポンプ庫	鶴岡地域		6. 旧鶴岡町消防組第八部消防ポンプ庫	鶴岡地域
	7. 風間家旧別邸無量光苑釈迦堂	鶴岡地域		7. 風間家旧別邸無量光苑釈迦堂	鶴岡地域
	8. 風間家旧別邸無量光苑土蔵	鶴岡地域		8. 風間家旧別邸無量光苑土蔵	鶴岡地域
	9. 風間家旧別邸無量光苑表門	鶴岡地域		9. 風間家旧別邸無量光苑表門	鶴岡地域
	10. 風間家旧別邸無量光苑中門	鶴岡地域		10. 風間家旧別邸無量光苑中門	鶴岡地域
	11. 風間家旧別邸無量光苑北門	鶴岡地域		11. 風間家旧別邸無量光苑北門	鶴岡地域
	12. 風間家旧別邸無量光苑板扉	鶴岡地域		12. 風間家旧別邸無量光苑板扉	鶴岡地域
	13. 善寶寺龍王殿	鶴岡地域			
	14. 善寶寺五百羅漢堂	鶴岡地域			
	15. 善寶寺龍華庵	鶴岡地域			
	16. 善寶寺五重塔	鶴岡地域			
	17. 善寶寺山門	鶴岡地域			
	18. 善寶寺総門	鶴岡地域			
【無形民俗文化財】			【無形民俗文化財】		
区分	名称	所在地	区分	名称	所在地
重要無形民俗文化財	1. 黒川能	櫛引地域	重要無形民俗文化財	1. 黒川能	櫛引地域
	2. 松例祭の大松明行事	羽黒地域		2. 松例祭の大松明行事	羽黒地域
県指定	3. 山戸能	温海地域	県指定	3. 山戸能	温海地域
	4. 高寺八講	羽黒地域		4. 高寺八講	羽黒地域
	5. 山五十川歌舞伎	温海地域		5. 山五十川歌舞伎	温海地域
市指定	6. 田植踊	朝日地域	市指定	6. 田植踊	朝日地域
	7. 両所神社御獅子舞	藤島地域		7. 両所神社御獅子舞	藤島地域
	8. 木野俣獅子踊	温海地域		8. 木野俣獅子踊	温海地域
	9. 古郡神楽	藤島地域		9. 古郡神楽	藤島地域
	10. 小国八幡宮弓射神事	温海地域		10. 小国八幡宮弓射神事	温海地域
	11. ケヤキキョウダイ	温海地域		11. ケヤキキョウダイ	温海地域
	12. 関川のしな織	温海地域		12. 関川のしな織	温海地域
	13. 安丹神楽	鶴岡地域		13. 安丹神楽	鶴岡地域

鶴岡市歴史的風致形成建造物指定基準

(目的)

第1条 この要綱は、鶴岡市歴史的風致維持向上計画に基づく歴史的風致形成建造物の指定に関する基準を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「建造物」とは、建築基準法にいう建築物及び橋梁・水門等の土木構造物を指す。

(審査)

第3条 鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進協議会（以下「協議会」という）は、第4条に示す要件を満たす建造物について審査し、市長はその答申をもとに指定を決定する。

(対象)

第4条 審査の対象とする建造物は以下の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 建築後概ね50年以上が経過しているもの
- (2) 鶴岡市歴史的風致維持向上計画に具体的な記載があるもの
- (3) 所有者若しくはこれに準ずる管理者が明確であり、指定後も良好な維持管理がなされ、公開の見込みがあるもの

(指定基準)

第5条 風致形成建造物は以下の一に該当するものとする。

- (1) 意匠、形態、技術性が優れているもの
- (2) 歴史性、固有性、希少性等の観点から価値が高く保存が必要なもの
- (3) 外観が景観上の特色を有するもので、重点区域の歴史的風致の維持向上に寄与すると認められるもの

附 則

この基準は、平成28年2月8日から施行する。

鶴岡市歴史的風致形成建造物指定基準に関する内規

鶴岡市歴史的風致形成建造物指定基準第5条各号に定める指定基準の内容は概ね次のものを例とする。

- (1) 意匠、形態、技術性が優れているもので、次のいずれかに該当するもの
 - ① 珍しい形やデザインで他に例がない
 - ② 現在では珍しくなった技術や技能、材料が用いられている
 - ③ 優れた技術や技能が用いられ造形の規範となっている

- (2) 歴史性、固有性、希少性等の観点から価値が高く保存が必要なもので、次のいずれかに該当するもの
 - ① 由来、来歴が明確でエピソードに富み、本市の歴史、文化、産業と関わりがある
 - ② 著名な設計者や施工者が携わっている
 - ③ 建造時代の建造物の特徴を示し、現在では数が少なくなっている
 - ④ 滅失、毀損した場合、再現することが容易でない

- (3) 外観が景観上の特色を有するもので、重点区域の歴史的風致の維持向上に寄与すると認められるもの
 - ① 多くの人の心象風景として親しまれ、地域の行事などに欠くことができない

歴史的風致形成建造物指定に係る留意事項について

歴史的風致形成建造物の指定とは

- 歴史的風致形成建造物の指定制度は、平成20年に施行された「歴史まちづくり法」に基づき認定された鶴岡市歴史的風致維持向上計画（以下、「歴まち計画」という。）に記載された重点区域内の歴史的な建造物であって、地域の歴史的風致を形成しており、歴史的風致の維持及び向上のために保存を図る必要があると認められるものについて、鶴岡市長が建造物の所有者及び教育委員会の意見を聞いて指定を行う制度です。
- 「歴史的風致形成建造物」として指定を受けた建造物には、所有者等の適切な管理義務のほか、増築や改築、移転又は除却の届出が必要となりますが、公開など一定の条件において建造物の修理・修景に係る補助制度が活用できます。（建造物と一体となって歴史的風致を形成している土地又は物件を含みます。）
- 指定の期間は「歴史まちづくり法」に基づき認定された維持向上計画に記載された計画期間、平成34年度までになります。
- 指定するためには、所有者の同意が必要です。また、鶴岡市歴史的風致維持向上計画推進協議会で適合の審査を行います。
- 指定された場合、これを表示する標識を設置していただきます。また、指定された際、本市において指定した旨を告示します。

歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務等

1 所有者の管理義務

- 指定を受けた建造物の所有者及び管理者は、建造物の保全に支障を来さないよう、適切に管理する義務が生じます。

2 増築等の維持、保全、継承に伴う制約

- 建造物の増築、改築、移転又は除却を行う場合には、着手する日の30日前までに、市長に届出が必要になります。市長は、建造物の保全に支障を来すものであると認めた場合には、設計の変更等の措置を講ずべきことを勧告することができます。
- 指定を受けた建造物が、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物もしくは重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に指定された場合、又は滅失、毀損その他の事由により指定の理由が消滅した等の場合は、指定を解除します。
- 建造物の所有者が変わった時には、新しい所有者は、市長に届出が必要となります。